

Q4. 貸付金の償還に関すること

Q1. 緊急小口資金等特例貸付資金の償還とは何ですか？

A1. 「償還」とは「返済」のことです。新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し緊急小口資金等特例貸付を借りた方で、償還免除の要件に該当しない場合は、貸付金を返済いただく必要があります。

Q2. 私は免除の対象になりません。いつから償還が始まりますか？

A2. 令和3年12月までに送金完了した小口、総合（初回）は、令和5年1月から開始します。それ以降に送金完了した小口、総合（初回）は、送金完了した月の翌月から1年後に開始します。

Q3. 小口と総合支援資金の両方を借りていますが、償還免除の対象とならない場合は、両方とも償還しなければならないのですか？

A3. 両方償還いただく必要があります。

Q4. 全部まとめて（4資金とも）償還が始まるのですか。

A4.

小口、総合（初回）は令和5年1月から、
総合（延長）は令和6年1月から、
総合（再貸付）は令和7年1月から、それぞれ免除にならなかった場合に償還が開始されます。

※令和4年1月以降に送金完了した小口、総合（初回）は、送金完了月の翌月から1年後に償還が開始されます。

Q5. 償還期間は自分で決めた期間でも対応してもらえますか？

A5. 貸付終了後据置期間中であれば、本制度が設けた償還期間内で設定することができますが、償還時においては、償還期間を変更することはできません。

Q6. 金額を変更（減額または増額）して返せますか？

A6. 基本的に減額は行いません。増額返済は可能です。

Q7. いつから返済が始まりますか？

A7.

・小口、総合（初回）は令和5年1月から

- ・総合（延長）は令和6年1月から
- ・総合（再貸付）は令和7年1月から償還が開始されます。

※令和4年1月以降に送金完了した小口、総合（初回）は、送金完了月の翌月から1年後に償還が開始されます。